

## 事業計画書

### 【注意事項】

1部あたり 50 ページ程度を限度に作成してください。

### 1 運営ビジョン

#### (1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組を具体的に記載してください。

仏向地域ケアプラザでは、これまでの指定管理期間、約 18 年に渡り、福祉保健活動の拠点として、様々な方を対象とした自主事業を数多く開催してきました。例えば、高齢者向けの介護予防事業や、健康づくり、障害を持つ方でも参加可能な「仏向健康フェスタ」や「Bukkou on stage」、「ロープワーク講座」、ICT を活用し 2 拠点間をリモートで繋いだ自主事業展開、子育て世代向けの「どんぐりング」や「絵本読み聞かせとわらべうた」など、これらの事業は、ボランティアの育成の場としても機能しており、引き続きケアプラザの基幹的な自主事業として展開していきます。また、地域ケアプラザ内の自主事業だけでなく、地域ケアプラザ職員が地域に出向き、介護予防等の出張講座を開催してきました。今後は、さらに、介護予防や地域の担い手を育成する講座等、出張講座の内容、回数を充実させ、一人でも多くの方に参加していただける機会をつくっていきます。

一方で、これまでの総合相談票の分析から、認知症状の悪化に伴う在宅生活が困難になるケースや、医療機関未受診者、8050 問題等による支援困難ケースを中心とした相談件数増加が見られます。新型コロナウイルスの影響が低下したことでの住民の皆様の活動が活発になり、今後もより一層の相談増加や内容の多様化が想定されています。これらの相談に対応するため、個別解決の方法だけでなく、地域ケア会議等を効果的に使って、専門職や地域の福祉保健関係者で課題の情報共有の場をつくり、地域住民への普及啓発活動を行いながら、解決のための仕組みを関係者と共につくっていきます。また、障害がある方が地域で過ごす場所を確保する為には、地域住民に障害についての理解を深めていただくための機会を増やすことも重要だと考えています。横浜市の第 4 期障害者プランでは、「障害のある人もない人も、誰もが人格と個性を尊重し合いながら、地域共生社会の一員として、自らの意思により、自分らしく生きることができるまちヨコハマを目指す。」が目標として掲げられています。高齢になっても、障害がある方も、誰もが地域共生社会の一員として地域活動に参加することが出来るよう取り組むことで、「自分らしく生活することができるまち仏向」と言っていただけるように、地域ケアプラザは地域における福祉保健活動の最前線に位置していることを最大限に活かして、地域住民、地域団体、専門職、関連法人のお力を借りながら、真摯に取り組んでいきます。

#### (2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組について

地域住民や関係者と連携・協働して、情報収集及びデータ分析等により、地域の特色や魅力、課題を把握できる具体的な計画を記載してください。

上記により把握した課題を地域において解決するため、また魅力をより発揮するための関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

仏向地域ケアプラザは仏向町、仏向西、坂本町を担当エリアとしています。65歳以上の高齢者人口は24.03%（R5.3）と保土ヶ谷区内では比較的低いレベルですが、山坂が多い地域で住民の多くが、車やミニバスなどの公共交通機関を利用しています。地域的に人口増加が進んでおり、30～40歳代の若いファミリー層の増加が見られます。それと同時に高齢化率も上昇しており、若い世代と高齢世代の世代間交流をいかに行っていくかが地域課題の一つとしてあげられます。

平成28年に仏向地区連合町内会の協力のもと、生活支援コーディネーターが実施した地域の実態把握調査では、「庭など家周りの掃除」を希望する方が最も多く、次いで「通院や買い物など外出時の送迎」に対するニーズがあがっていました。そのため、ケアプラザでは、小さな困りごとを解決するボランティアグループ「仏向HEROS」を立ち上げ、電球の交換・庭や家周囲の掃除などを行っています。また、買い物難民の解決策として、仏向地区社会福祉協議会と共同で買い物の送迎を行う「仏向ふれあいワゴン」の運行を始めました。さらに、近年では、地域住民・民間企業・保土ヶ谷区役所・保土ヶ谷区社会福祉協議会とケアプラザが連携して地域拠点に「移動販売」を開始し、身近な場所での買い物の実現を行っています。「仏向ふれあいワゴン」は、買い物支援の目的だけでなく、ケアプラザで開催される「からだ健康フェスタ」や「Bukkou on stage」などのケアプラザの催事の際の送迎などにも活用し、移動支援も行っています。

当ケアプラザでは、誰もが住み慣れた環境で安心して暮らせる地域を実現する為には、公的な福祉保健サービスだけでなく、地域の支え合い活動や地域の各種団体の活動等のインフォーマルサービスが十分に機能することで、地域の皆様の生活を支えていくことが必要だと考えています。

仏向地区は、1つの連合町内会自治会、7つの町内会自治会から成り、連合町内会主催の「坂本小学校ふるさと祭り」や「ミニ運動会」、「ふれあいウォーク」など、年間を通して、多世代交流の場が多くあります。また、仏向地区社会福祉協議会の活動も活発に行われており、「病院送迎サービス」や「仏向ふれあいワゴン（買物支援サービス）」の運営は、山坂の多い仏向エリアの課題解決に繋がると同時に、地域住民の交流や見守りの場、新たな担い手の発掘などにも有効な取り組みとなっています。

特に『仏向ふれあいワゴン（移動支援）』については、仏向地区社会福祉協議会と当ケアプラザが協議体の立上げ当初から密接な係わりを持ち、地域課題の解決に取り組んだ代表的な事業となっています。

『保土ヶ谷ほっとなまちづくり（地域福祉保健計画）』の基本理念にもありますように地域ケアプラザや地域のネットワークづくり（つながり支え合い）は重要な事だと考えています。ほっとなまちづくり委員会が中心となって毎年3月に実施する「仏向フェスタ」、地域の会合（仏向地区連合町内会、民生委員児童委員連絡協議会、仏向地区社会福祉協議会事務局会議等）や地域独自の催し（お祭り、ふれあいウォーク、すいとんを食べる会等）、高齢者の通いの場（老人会、サロン等）に継続的に参加し信頼関係を深めます。また民間企業等にもリーフレットを活用したケアプラザの事業内容の周知や保土ヶ谷区みまもりSOSネットワークシステムの紹介など、ケアプラザとの『顔のみえる関係づくり』を大切に、自助、共助ができる地域づくりを目指し、信頼関係を築いていく中で、

それぞれの状況や地域のニーズ把握等も行っています。

地域包括支援センターと認知症キャラバンメイトの連携により、『認知症サポーター養成講座』を定期的に実施することで、地域の高齢者の見守り体制整備を推進いたします。

高齢化がさらに進み、地域の状況が変化すること等により、既存の制度や活動、サービスだけでは高齢者が抱えるニーズ・地域課題に対応できないケースが発生した際は、地域の方や地域団体、社会福祉法人、NPO、民間企業等、ケースに応じて多様な関係者への協力を依頼し、課題解決に向けた話し合いの場や包括レベルの地域ケア会議、協議体等を設置し、必要に応じて新たな資源開発を含む地域づくりを推進いたします。高齢者の生活支援・介護予防・社会参加の充実した地域づくりに向け、多様な主体が連携・協力できる体制を整備していきます。

### (3) 担当地域における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加え、他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

地域ケアプラザの機能を十分に発揮するためには、地域にある団体、企業、地域活動グループとつながっていくことが重要だと考えています。具体的には地域団体の会合に定期的に参加し、顔の見える関係をつくり、信頼関係を築く中で、情報収集に努め、社会的孤立や生活困窮、いわゆる「ゴミ屋敷」などの地域課題に対しても関係団体と連携して取り組みます。例えば、郵便局やコンビニ、中学校教諭などを招いて地域ケア会議での世代間を超えた解決機能を持ちたいと考えています。その他、地域の各種事業の開催に際しては、5職種連携（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員、地域活動・交流コーディネーター、生活支援コーディネーター ※以下「5職種」と表記）も含め、各関係団体（行政、区社会福祉協議会、仏向地区社会福祉協議会、仏向地区連合町内会など）と連携して開催していきます。

また、認知症の見守り支援である『保土ヶ谷区みまもり SOS ネットワーク』、障がい児の活動支援である『ほっとフレンズ』など、エリアを超えた事業展開につきましては、区内8地域ケアプラザが中心となり、他の協力機関とも連携を図ることで、継続実施していきます。

近隣のケアプラザとして、同法人である今井地域ケアプラザとは、高齢者の自主事業から立ち上がったボッチャグループ同士の大会「ボッチャ大会交流戦」など開催し、また隣の旭区にある左近山地域ケアプラザと今井地域ケアプラザの3つのケアプラザ共催によるウォーキングを実施し、共に各エリアを知る催しを実施しています。

今井地域ケアプラザ、基幹相談支援センター、生活支援センターと共に、障がいについての相談機関の理解促進を目的に講座を開催しています。

### (4) 合築施設との連携について

同一敷地内に合築している市民利用施設との連携方法について、具体的に記載してください。

合築施設はありません。

## 2 団体の状況

### (1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、事業実績等について、記載してください。

社会福祉法人清光会は、昭和 56 年（1981 年）の開設以来、約 40 年に渡り、「豊かな心でさわやかな生活を」を法人の理念として、事業運営を行っています。職員一人一人が「自分の親だったらどのように介護するか？」を念頭に置き、笑顔の絶えない福祉サービスを提供できるように、取り組んできました。「豊かな心で」は、「楽しい」「うれしい」「感動」「喜び」「共感」「愛」等、たくさんのポジティブな思いで満たされる心を、「さわやかな生活を」は、さわやかな風を感じるような「安心」で「心あたたまる」「快適な生活」を提供することを目指しています。その為に、基本方針として、①理念に基づいて行動すること②清光会ブランドを確立すること、つまり、「医療」「接遇」「生活環境」を整えることで、地域、利用者、ご家族に選ばれる施設(法人)になることを掲げて、職員一丸となって、事業運営を行っています。その結果、平成 28 年には「かながわベスト介護セレクト 20」の優良事業所に選ばれる等、一定の評価をいただいています。

法人の設立と同時に開設した特別養護老人ホームさわやか苑は、約 40 年に渡り、横浜市内の特別養護老人ホームの先駆けとして、在宅で生活することが難しくなった多くの高齢者を受け入れてきました。また、社会貢献、国際交流にも積極的に取り組み、例えば、法人が所有する住宅を地域の高齢者サロンとして開放し、運営するといった企画を実施しています。

また、国家間の経済連携協定 (EPA =Economic Partnership Agreement) に基づき、国際的な交流、今後の国内での介護人材不足に対応することを目指として、平成 20 年と平成 25 年の二年に渡り、海外（インドネシア）から介護業務に従事することを希望する人材を受け入れてきました。現在も当法人で就労している方もいます。これらの活動は、海外からの人材受け入れの成功事例として、各種メディアにも取り上げられ、県内外でも広く知られています。一言で海外からの介護職等の人材を受け入れると言っても、言葉や宗教、食事等、生活習慣の違いに十分に配慮する必要がある為、容易な事ではありません。しかしながら、社会貢献、国際交流、介護人材の裾野を広げることを法人の責務として、取り組んでいます。2019 年 3 月からは、ベトナムからの人材受け入れを行う等、積極的に取り組んでいきます。

また、当法人は、特別養護老人ホームさわやか苑の入所施設、短期入所、通所介護、訪問介護、居宅介護支援部門を展開し、平成 18 年には、港北区新横浜に新たな特別養護老人ホーム（定員 150 名、短期入所定員 10 名）を開設しました。また、平成 11 年には保土ヶ谷区に今井地域ケアプラザ、続いて仏向地域ケアプラザ、平成 19 年には緑区に鳴居地域ケアプラザ、平成 23 年には旭区に今宿西地域ケアプラザを受託し、横浜市内各地域で事業を展開してきました。さらに、二次救急拠点病院の上白根病院を運営する医療法人社団恵生会とは兄弟法人であり、隣接する緑区の竹山病院、老人保健福祉施設リハセンターさわやかと共に、医療と福祉のネットワーク作りの一端を担っています。

日本は、超高齢化社会に入り、地域包括ケアシステムを実現する為には、ますます、医療と介護の連携が重要になります。これからも、当法人の強みを生かし、地域包括ケアシステムの実現に向けて、事業運営を行っていきます。

令和7年5月には緑区白山に新たな特別養護老人ホーム リーエンデ白山（定員108名、短期入所定員12名）を開設する予定です。地域の皆様が一層安心して暮らすことができる環境作りを目指します。

## (2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

施設修繕費用を確保しつつ継続した事業運営を行う為に、施設別及び部門別に、年間の予算、月次予算を立て、理事長、事務長、各施設の施設長、所長、さらに、外部から顧問の経営コンサルタント（税理士）を招き、月次経営会議を開き、予算の実行管理を行っています。

法人税につきましては、申告をしており、また消費税等の滞納はありません。

また、財務状況につきましては、決算書類が示すとおり、暦年の経営努力により、経営指標となる各種の数値が高く、今後予測される施設の大規模修繕に備えて、利益の繰り越し分も確保できています。専門機関による相対的な財政状況の比較としましても、当法人は市内の福祉法人の中でも優良法人に位置付けられおり、客観的に健全性が証明されています。

さらに、安定経営の基盤を築く為に、理事長による年度方針説明会、長期経営計画（10か年計画）の作成、理事会における実質討議を積み重ねています。また、法人全体の運営を標準化・最適化を行うことを目的とし、法人幹部による運営政策委員会を毎月定期的に行ってています。運営政策委員会内には少人数で構成される業務整理や改善、教育、ICT活用等それぞれに特化したワーキンググループが20以上存在し、個々に活動しています。その他の取組として、自主的な内部監査実施があります。内部監査では、金銭、労務等コンプライアンスの観点から、帳票等を実地で監査し、内部牽制として機能しています。これらの地道な活動を継続することが、法人の安定した事業運営につながっています。

## 3 職員配置及び育成

### (1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

指定管理受託期間中に全職種で一日の不在日数なく運営できるよう、以下のような取組を法人全体で取り組んでおります。

一点目は、法人で受託する4か所の地域ケアプラザや2か所の特別養護老人ホーム間での異動による人材確保です。特に4か所中2か所の地域ケアプラザは地域包括支援センターへの2名の追加配置が可能なため、柔軟な異動を可能としております。

二点目は法人本部の機能強化です。令和7年5月に開設を控える新設特別養護老人ホームの稼働に向け、令和4年度以降順次法人本部体制を強化しており、令和5年度には法人全体の人事を統括して管理する部門が設置されました。

三点目は待遇改善です。待遇改善加算の導入以降介護職員の給与が改善されてきた結果、指定管理部門をはじめとした他部門との給与格差が大きくなっている現状がありました。当法人では、指定管理部門職員を中心に給与改善を行い、現在勤務している職員の満足度を上げ、万が一採用が必要な事態になった際にも応募の可能性を上げられるよう取り組んでいます。また、年度内限定で使用できるリフレッシュ休暇5日間を導入し、職員の負荷低減に法人全体で取り組んでいます。

昨今の福祉系人材確保の難易度は上がっているため、新たな職員を採用すること以上に、現在勤務している職員が、満足して長く勤めることができる環境を作ることが重要であると考えています。不在日数が発生することなく運営できるよう、法人全体で継続して上記に取り組んで参ります。

## (2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を發揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

人材育成につきましては、法人本部に教育担当を配置し、職員研修を企画し、職員の接遇力向上、PDCA(目標管理)の遂行力を高める等の職員育成を進めています。また、年間を通じて、職員を法人内、法人外の研修に参加させることで、職員のスキルアップ、モチベーションアップを図っています。

PDCA(目標管理)研修では、効率的かつ効果的に業務を進めるために、法人独自で企画し、外部から専門の講師を招き、係長職を対象として、毎年実施しています。また、PDCAサイクルに基づいた「個人目標管理制度」を導入し、年度初めに提示された部門目標を受けて、職員が個人目標を立て、年間を通じて、上司のサポートを受けながら、目標達成に向けて取り組んでいます。

法人内独自のケアプラザ全員研修といたしましては、毎年度初めに、法人内の地域ケアプラザ職員が集合して「地域ケアプラザ合同研修会」を実施していましたが、新型コロナウイルス流行下では資料配布の上、地域ケアプラザごとに同様の研修を実施しています。研修内容には「職員倫理規定」「個人情報保護」「身体拘束の禁止」「感染症予防と対策」等の地域ケアプラザ職員として勤務する上で必須な内容を含んでおります。

また、法人の顧問税理士による勉強会を、各拠点長を対象として毎月実施しています。この勉強会では、予算の仕組みや立て方、管理方法等を学び、適正に事業運営を行うことができるよう育成しています。各拠点長を対象として、人材育成のポイントや業績向上に向けた組織づくり等の法人外研修も適宜実施しており、施設運営に活かしています。今後、所長交代の際も、上記のような法人内部研修や外部研修を積極的に活用し、地域ケアプラザを運営する上で、所長職に必要な知識や情報を得る機会を作っていきます。

職員評価については、評価者の主觀に依らない人事評価体制構築を目的とした職種ごとの「職能要件書」を整備し、客観的な評価に基づいた賃金体系の構築や人材配置に活用しています。

## 4 施設の管理運営

### (1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組について

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、維持保全(施設・設備の点検等)計画及び修繕

計画について、具体的に記載してください。

施設をご利用される全ての方が安心、安全にご利用いただけるように、指定管理者として法定保守点検の実施を遵守すると共に、開館時間中は、職員が館内点検を実施し、異常がないかどうか確認いたします。

建物の長寿命化につきましては、施設管理担当者を任命し、「施設点検マニュアル」にそって、定期的に施設内外のチェックを行っています。修繕が必要な箇所で、簡易な修繕は施設職員が行い、施工業者による修繕が必要な場合は、相見積をとり、公の施設として経費削減に努めながら、速やかに修繕いたします。共用部分の破損につきましても、職員による定期点検で早期に発見し、速やかに対応することで、建物、設備が長期に安定的に使用できるようにいたします。

貸館を利用される方に対しては、利用後の清掃、物品の片付けについて、文書だけでなく、イラストや写真付きでわかりやすく掲示することにより、いつも清潔で気持ちよく使っていただける施設となるようご協力いただける環境をつくっています。

また、専門業者による定期清掃を入れることで、床のワックスがけ等、職員が日常清掃では実施できない部分を委託し、より美しい環境を維持しています。

また施設の不具合発見時には速やかに関係機関に修繕を依頼し、早急な復旧に努めています。緊急時は行政の担当窓口に連絡し、相談・助言をいただきながら、適切かつ迅速に対応いたします。

## (2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。  
※急病時の対応など。

これまで、指定管理の受託期間で、大きな事件・事故は発生していません。今後も、安心、安全にご利用いただける施設運営ができるように、事故防止策としまして、法定の施設点検実施を遵守すると共に、毎日開館時間内に職員が館内点検を行い、異常の有無を確認いたします。また、万が一事故等が発生した場合は、ヒヤリハットを含む軽微な事故等の全てを報告の対象にし、職員全員に周知すると共に、速やかに関係者を招集し、再発防止に向けた取り組みを検討し実行いたします。

防犯対策としましては正面玄関以外の出入り口は常に施錠し、開館時間中は職員による館内巡回点検を実施し、施設を利用される全ての方が安心して利用できるようにいたします。また施錠後から翌朝の解錠まで、職員不在の間は専門の警備会社に警備を委託し、施設の安全性を確保し異常が発生した場合に備えています。

急病時の対応として、貸館利用者や自主事業参加者の体調が悪くなった場合などは、併設のデイサービスに勤務する看護師と連携し応急処置や救急搬送など必要な対応を行います。

## (3) 災害等に対する取組について

### ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や福祉避難所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練

等)について、具体的に記載してください。

震度5強以上の地震が発生した場合は常勤職員が参集し、福祉避難所開設マニュアルを基に同避難所を開設します。行政で行われている災害時福祉避難所連絡会からの指示に従い、毎回の訓練を実施しています。また、隣接の中学校で行われる地域防災訓練にも指定管理部門の5職種が輪番で参加し、地域との連携を図っていきます。

#### イ 災害等に備えるための取組について

震災や風水害等といった災害や、感染症の発生・まん延に備えるための取組について、また、災害時の事業継続計画(BCP)について検討がなされているか、具体的に記載してください。

防災対策として、保土ヶ谷消防署のご協力をいただきながら、職員及び施設利用者全員で、緊急時の避難及び消火器の使用訓練、避難経路の確認等、様々な災害等を想定した訓練を年2回実施しています。

令和5年度後半に整備したBCP(事業継続計画)については、同年度に1回目の職員への周知勉強会を行い、令和6年度以降も年間1回以上の勉強会を行っていきます。今後は委員会や訓練の積み重ねを行うことで、より実用性のあるBCP(事業継続計画)を作成していきます。

また、福祉避難所として開設手順を明文化し、マニュアルにまとめることで、いつでも職員が対応できるように準備を行うと同時に、発災時に福祉避難所としての役割を果たすことができるよう、区内8地域ケアプラザ合同で年1回の福祉避難所開設訓練を継続実施します。また、受入援護者16名、配置職員2名に対する3日分の水と食料、毛布、簡易トイレ、オムツなどを備蓄していきます。備蓄品は在庫と賞味期限をリストで管理して、期限切れによる飲食料品不足を防ぎます。期限切れの飲用水は生活用水として使用しています。ソーラーパネルとポータブル蓄電池、ポケットWi-Fiを完備し、停電時の通信手段確保の備えもしています。車椅子送迎が可能な車両を災害時緊急車両として事前登録し、災害時の移動・搬送に備えていきます。

仏向地域ケアプラザをご利用いただく地域住民が万が一の際に安全に避難いただけるよう、貸館利用団体説明会や利用アンケート実施時等の複数の機会に、全ての団体様に対して避難経路や消化機器設置場所の案内等を行っています。

#### (4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

自法人の利益に偏ることなく、地域活動団体や介護サービスについての情報を幅広く収集し、発信するよう努めています。

地域活動団体の情報に関しては、広報紙への掲載や地域ケアプラザ内へのチラシの配下等を行っています。また、館内利用団体を紹介するために『サークル紹介カード』を作成し、掲示しています。活動風景やメンバーの写真を掲示することで、サークルの雰囲気が文章だけでなく視覚で伝えることができ、一緒にチラシも添えることで、興味のあるサークル活動への参加がスムーズに

行えるよう工夫していきます。

介護保険サービスに関しても、利用者自らがニーズに則した事業所選択が行えるよう、介護保険サービス事業所の情報収集に取り組んでいます。地域包括支援センター部門では、特定の居宅介護支援事業所に依頼が偏らないよう、委託先リストを作成・管理しています。居宅介護支援部門では、特定事業所加算の算定に伴う「サービス利用割合等説明書」を重要事項説明書内に設けた上で、サービス利用提案の際は、必ず複数事業所のパンフレット持参し、利用者やご家族の意向を実現できるよう取り組んでいます。

#### (5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

館内に『理事長への手紙』を設置し、要望や苦情が匿名でも受けられるような体制を整えております。また、当法人の苦情相談窓口の案内等も行っています。

自主事業を実施した後に、その事業の参加者から感想や要望をアンケートとしてあげていただき、次の事業に反映させる取り組みも行っています。

年一回、施設利用者アンケートも実施しており、結果としてあげられた問題点やその対応策については館内に掲示するほか、区役所への報告も行っています。

#### (6) 個人情報保護・情報公開・人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

個人情報保護を遵守する為に、全職員に対して、年1回以上「個人情報保護」に関する研修を実施していきます。また、職員の入職時には、個別に「個人情報保護」に関する研修を実施していきます。「個人情報取り扱いについて法令を遵守する誓約書」提出を義務とし、個人情報を取り扱う際の注意を喚起していきます。

また、通所介護事業、居宅介護事業、介護予防事業等の契約書に明記されている「個人情報保護の取り扱い」についての事項を遵守すると共に、職員が個人情報を取り扱う際は「個人情報取り扱いについてのマニュアル」に基づき対応していきます。

また個人情報が含まれる書類等の受け渡しに際しましては、手渡しを原則とし、個人情報を含む書類の発送には、FAXを使用することを禁止し、発送する際には、発送前に複数の職員による宛先、封入物の確認を行い、誤発送を防ぐ取り組みを実施していきます。

情報公開につきましては、常時、ケアプラザの受付に、法人の決算書類、事業計画書、事業報告書、収支報告書等を閲覧できるように配架していきます。併せて、インターネット上のワムネットには現況報告書や決算書類、定款等を公開し、いつでも法人の運営に関する情報を閲覧していただける状況を作っています。また、情報開示請求がなされた場合には、情報公開に関するマニュアルにそって、速やかに対応いたします。

人権尊重につきましては全職員を対象とした年1回の動画研修を実施すると同時に、法人の倫理綱領「利用者の生活と人権を擁護するため、自己点検を強化し、公平、公正な施設運営に努める」に従って、プライバシーに配慮し、一人一人の信条を尊重しながら対応していきます。

#### (7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

横浜市地球温暖化対策実行計画、ヨコハマプラ5.3（ごみ）計画、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

環境への配慮としましては、「資源を大切に」の観点から、ごみ排出や電気の使用状況を管理する担当職員を任命し、環境対策を進めていきます。担当職員は、横浜市の事業系ごみの改修や分別に関する情報を収集し、他職員への分別ルールを周知していきます。また、故障等により使用できない物品を入れ替える際には、粗大ごみとして処理をするのではなく、購入時の引き取りサービス等を活用した資源リサイクルに取り組みます。

館内では、排出項目別のごみ箱の設置等、ごみを分別しやすい施設環境を整え、ごみ排出の際には、横浜市資源循環局のルート回収に対応するように、分別ルールを厳守し、リサイクル可能な紙・段ボール類につきましては、全て古紙回収に回し、リサイクルの徹底に努めています。

年間を通じて節電・節水に取り組みます。特に、夏季の電力使用を抑制する為に、ケアプラザがクールスポットである、クールシェアの告知普及を図ります。また、感染予防を目的とした換気と効果的・効率的な空調使用を両立させるために、あらかじめ設定した時間によるメリハリをつけた換気、温湿度計を活用した客観的な温度や湿度の管理等を行います。また、館内利用団体説明会での説明や、空調パネル付近への夏季冬季の温度設定目安の貼付等により、施設利用者にも使用する電力等の抑制への協力を呼びかけていきます。

物品等購入の際には、地域振興の観点から、できる限り、横浜市内の事業者を優先して発注いたします。また、新型コロナウイルスの流行により停止していた館内での障がい者施設による食品販売を再開。からだ健康フェスタなどへの出店や自立支援協議会への参加を通し、障がい者施設とのネットワーク再構築を行います。

男女共同参画推進事業としましては、男女を問わない出産育児休暇取得制度を職員が活用できるよう、法人として取り組んでいきます。出産・育児により、一定期間、就労にブランクがある職員が働きやすいように、一週あたりの労働日数や一日あたりの労働時間に配慮した時短勤務の条件を提示すると共に、特に育児中の就業に対する希望を叶えるべく、法人内他拠点への異動も提案します。具体例として、夜間勤務を望まない特別養護老人ホーム職員には、夜間勤務のない通所介護や地域ケアプラザへの異動を行うことで勤務を継続できるという事例が複数存在しています。前記と併せ、未就学児等の育児を行う職員が就労する部門では、子供の病気等による急な休みが取りやすい、安心して就労できる職場となるように、人員体制に配慮していきます。

## 5 事業

### (1) 全事業共通

#### ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

地域住民が福祉保健活動に参加するきっかけ作りとして、地域のニーズに基づいた自主事業を開催し、自主事業終了後は自主活動サークル化し、継続的な施設利用に結びつけていきます。尚、自主事業開催日時設定の際は、貸館の活動率が低い曜日・時間帯に設定いたします。これにより、施設の稼働率向上につなげると共に、自主活動サークル化した場合に、施設の貸館予約が取り易いという利用者側の利点も確保していきます。

効率的な施設貸出の方法としましては、毎月1日の午前9時から、3ヶ月先の貸館予約を受け付けていきます。また日々の貸館予約につきましては、利用申込み団体が記入する「利用申込書」に、予め利用団体ごとに団体名・代表者名等を印刷しておくことで、窓口での利用申込み者の負担軽減を図ると共に、職員の窓口対応時間の短縮につなげていきます。尚、貸館利用のキャンセルが発生した場合には、キャンセルが出た枠を定期的に利用している他団体に「キャンセルが出た」旨を連絡し、空きを埋めるよう対応し、施設の利用率向上に努めると共に、施設利用団体の利用の可能性を高めていきます。

利用者の為の有益な情報提供としましては、館内に登録団体の『サークル紹介カード』を設置し、利用者が館内で行われている「福祉保健活動」に参加するきっかけを提供していきます。また地域向けの情報提供につきましては、ケアプラザの広報紙やLINEの活用だけではなく、必要に応じて保土ヶ谷区の広報紙や地域向け情報媒体、地域諸団体の広報紙（例えば『ふれあいネットワーク（仏向地区社会福祉協議会）』）等を積極的に利用させて頂き、必要な方に必要な情報をお届けする工夫をしていきます。

#### イ 総合相談について（高齢者・子ども・障がい者分野等の相談への対応）

高齢者・子ども・障害者等幅広い分野の相談への対応についての考え方、他機関との連携方法等について記載してください。

身近な場所で気軽に相談に来ていただけるように、ケアプラザの総合相談窓口についての広報活動を実施いたします。

高齢者につきましては地域包括支援センターの3職種（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員）を中心に対応を行います。認知症、介護予防、成年後見、保土ヶ谷区地域ケアプラザ紹介、生活習慣病に関する予防、ハートページなどの数多くある資料を個別相談で、また地域活動の場で集団に対して提供していきます。

さらに、ケアプラザまで来られない方へは、自治会館をお借りした出張相談会や移動販売拠点へ出向き相談ブースを設けるなどして、相談できる場を広げています。

障害児・者につきましては近隣の病院、区役所高齢障害支援課障害支援担当と情報共有し、基幹相談支援センター、生活支援センターのリーフレットを使用するなど、提供する情報に過

不足ないように努めています。また、連合町内会役員会、各町内会自治会役員会、民生委員児童委員連絡協議会の他、各種専門委員会、昼食会、老人会、自主活動団体等の場や、地域ケアプラザの自主事業、広報紙、LINE等で、地域ケアプラザが福祉保健の総合相談窓口であることを紹介していきます。

ご相談を受けた際には、必要に応じて助言や各種サービス・関係機関に結び付ける等の対応をいたします。

#### ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

指定管理の各部門が事業の目的に応じ、連携することを心がけています。例えば、認知症サポート一養成講座を小学校で開催する場合には、地域活動・交流と生活支援、地域包括支援センターが共催することで、より効果的に、かつ効率的に事業をすすめたいと考えています。

また、現在、法人では、私どもの他に、保土ヶ谷区に今井地域ケアプラザ、緑区に鳩居地域ケアプラザ、旭区に今宿西地域ケアプラザと、4つの地域ケアプラザを運営しています。これら4つの地域ケアプラザの運営で得た数々の情報やノウハウについては、定期的な法人内所長会の開催や職種毎の分科会の開催等で共有し、それぞれの地域ケアプラザの業務効率向上、業務内容の充実につなげていきます。例えば、自主事業の講師や地域資源の情報や、緊急時の対応方法等の情報を共有していきます。

また当グループには医療グループがあり、その医療グループが持っている力（診療、相談、医療講演会等）を地域ケアプラザ事業に積極的に活かしていきます。

#### エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

私どもは、『保土ヶ谷ほっとなまちづくり』の目的でもある“つながり支えあうことで、安心していきいきと暮らせる地域にしていこう”を実現するためには、地域にある団体、企業、地域活動グループとつながっていくことが重要だと考えております。具体的には地域団体の会合に定期的に参加し、顔の見える関係を作り、信頼関係を築く中で、情報収集に努め、社会的孤立や生活困窮、いわゆる「ゴミ屋敷」などの地域課題に対して、連携して取り組みます。例えば、郵便局やコンビニ、中学校教諭などを招いて地域ケア会議での世代間を超えた解決機能を持ちたいと考えています。その他、地域での各種事業の開催に際しましては、5職種連携も含め、各関係団体と連携して開催していきます。（仏向ふれあいワゴン、からだ健康フェスタ、仏向フェスタなど）また、認知症の見守り支援である『保土ヶ谷みまもりSOSネットワーク』、障がい児の活動支援である『ほっとフレンズ』など、エリアを超えた事業展開につきましては、区内8地域ケアプラザが中心となり、他の協力機関とも連携を図ることで、継続実施していきます。

## オ 区行政との協働について

区運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

『保土ヶ谷区運営方針』の基本目標である“「いつまでも住み続けたいまち ほどがや」を未来へ”を実現するために、『保土ヶ谷ほっとなまちづくり』を中心として、様々な場面において連携を図っていきます。

ケアプラザ所長会、地域包括支援センター、地域活動・交流コーディネーター、生活支援コーディネーター連絡会等の会合に定期的に出席することで、区行政、区社会福祉協議会など関係機関の情報収集を行うと共に、共同で事業を進めるなど、連携を図っていきます。

指定管理部門5職種の連携による『包括レベル地域ケア会議』や、仏向ほっとなまちづくり委員会との連携による『仏向フェスタ』、『地区懇談会』などを開催することで、各種団体とのネットワーク形成を図ります。

地域包括支援センターにおいては、区役所の地区担当保健師及びケースワーカー、保土ヶ谷区社会福祉協議会と連携して業務に取り組んでいます。3者での定例ミーティングを行い、地域課題や地域住民からの相談案件について情報を共有しています。問題解決に向けては、支援方法について連絡を取り合い、適宜同行訪問するなどして対応しています。また協働・共創の意識を持ち、自治会町内会、各種団体活動にも一緒に参加しています。

## カ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

地区別支援チームメンバーとして、所長をはじめ指定管理部門5職種が積極的に参画することで、地域課題の整理や課題解決に向けた取り組み支援など、区行政および区社会福祉協議会と協働した取り組みを実施していきます。

仏向ほっとなまちづくり委員会と地区別支援チームメンバーとの連携により、毎年開催される『地区懇談会』において抽出された地域課題を中心に、区全体計画に沿った地区別計画の策定・推進を進めています。

令和6年度の地区懇談会には、30団体から37名、地区支援チーム15名が出席し、4つのテーマ『つながり・見守り・情報・地域デビュー』について『どんなことができそうか』『どうすれば実現できるか』について、テーマごとに分かれてグループワークを実施しました。各グループからは『あいさつができるまち』『あいさつでつながる』『顔見知りになれる関係づくり』等、『あいさつ』がキーワードとして発表され、今年度の取組みのひとつとして『あいさつができるまちに向け、目印・スローガン・あいさつ週間などの行動を起こす!』という宣言がなされました。これを受け、各町内会・自治会では『あいさつ運動実施中』ののぼり旗をあげたり、仏向地域ケアプラザのお祭りではオリジナルの『あいさつ缶バッジ』を作成・配付した他、地区懇談会のことを地域に広く周知するため各町内会・自治会の掲示板に地区懇談会の報告書を掲示する

等、地域住民、地域の施設と地区支援チームが一丸となり、地区別計画の推進に取り組んでいます。

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア　自主企画事業について

高齢者・子ども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

【子育て支援】

保育ボランティア団体を講師に、未就園児と保護者向けに、親子のふれあいや参加者同士の交流を図り友だちづくりや子育てを支援する「どんぐりング」を月1回開催。季節に合わせた遊びや工作などを行っています。

子ども成長について相談したい、育てにくさを感じている保護者とそのお子さん向けに、「わんあっぷ教室」を月1回開催。専門の講師によるミュージックケアと育児相談を中心に子育て世代の見守り、孤立防止に向け今後も継続実施していきます。

【障がい児者支援】

近隣の障害者施設との交流を目的とした、コーラス事業は新型コロナウイルスの流行や講師の都合により休止していますが、障害者施設からの問い合わせもあり講師が決まり次第再開を目指しています。

自主事業から自主活動化したダンスグループ「B ホップダンス」についてはBukkou on stage や仏向フェスタでの発表の場の提供等、後方支援を行っています。

【高齢者支援】

地域活動・交流では、高齢者の健康維持と引きこもり予防事業として様々な自主事業を企画、実施していきます。

令和元年度からは「ペタンクの会」、令和6年度からは「楽しくボッチャレ」を月1回開催。活動量の多いスポーツではありませんが、子どもから障がい児者、高齢者まで、誰もが気軽に始められ、参加者との会話も弾むレクレーションスポーツとなっています。

今後も施設の利用促進を図るため、『裁縫ボランティアの会』、『囲碁将棋』など、地域のニーズや特性を活かした事業の企画・実施に取り組んでいきます。

包括支援センターは、担当エリア内の高低差が80m近くあり、かつ、地域包括支援センターは最も高い場所にあるため、地域住民が来館することが難しい立地です。そのため、地域の自治会館や集会所を利用し、介護予防講座や健康講座、健康測定会等、身近な場所での健康活動を行っています。地域会場を利用し活動しているグループなどには活動が継続できるように支援しています。

#### イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進を図るための具体的な取組を記載してください。

地域活動・交流では、貸室利用状況を広報紙やLINEにカレンダー形式で掲載。空き状況が一目でわかるよう工夫をしています。キャンセルが発生した場合には、他の団体に声をかけるなど、利用促進のための取り組みも行っています。また、団体の要望に応じて、地域ケアプラザや地域のお祭りなど発表の場を提供することで、各団体の活発な活動につなげていきます。

仏向地区社会福祉協議会が実施する配食サービス、定例会議など活動する場の提供を行うとともに、包括支援センター職員などがその場に参加することで顔の見える関係づくりにも取り組んでいきます。

包括支援センターでは、認知症キャラバンメイトとの連携によるチームオレンジの、ふくろうカフェ（介護者の集い）や認知症サポートー養成講座に今後も取り組んでいきます。

具体的な取組として、現在は地域ケアプラザの場を活用したふくろうカフェ（介護者の集い）の開催を行っています。更に、認知症の本人やご家族が地域の皆さんと繋がり、ともに活動し、集える場所作りとして、認知症カフェの開設を進めます。

#### ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

令和7年2月現在のボランティア登録数については、個人37名、団体37団体となっています。

コロナ禍においてはボランティアの受入れを一時中断していましたが、令和5年度以降、デイサービスのレクリエーションや、からだ健康フェスタなどイベント開催時のボランティア受入れを再開しています。また、毎年地域の小学校における福祉体験を通して、ボランティア活動に興味を持っていただけるよう働きかけを行っており、夏休みのサマーボランティア活動など、近隣の小中学校のボランティア受け入れも積極的に実施しています。また、ボランティア育成の一つの取組みとして、自主事業での講師依頼なども行うと同時に、自治会町内会の敬老会等の要望により、登録ボランティアの紹介や活動の場を提供していきます。

#### エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

仏向地区社会福祉協議会役員会、民生委員児童委員協議会、ほっとなまちづくり検討委員会、子育て支援連絡会などに定期参加することで、地域ニーズの把握および福祉保健活動に関する情報収集、地域ケアプラザから情報提供、地域ケアプラザ内・外でどのような福祉保健活動が行われているかの情報発信を行います。また、毎月発行する広報紙「清らか」や「FM bukkou88.5」および保土ヶ谷区の広報紙などを活用し、地域ケアプラザ主催の自主事業の告知や事業紹介、福祉保健活動に関する情報発信を行います。

地域ケアプラザの LINE 等を有効に活用し、地域の若い世代にもケアプラザの情報を広く発信し、若い世代の地域ケアプラザ利用促進にもつなげていきます。

福祉保健活動の情報提供のため、自治会館など、身近な場を活用した自主事業を定期的に開催することで、地域住民や地域ケアプラザを利用したことがない方々とつながり、地域ケアプラザの機能を知っていただく機会をつくっていきます。

### (3) 生活支援体制整備事業

#### ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

敬老週間に合わせ、高齢者を対象とした『生活における困りごと』、『活動意欲』、『活動内容』についてのアンケートを実施していきます。分析結果をケアプラザ内で共有し、次年度の介護予防事業、自主事業の計画に反映するとともに、各自治会町内会にフィードバックすることで、自治会町内会の居場所づくりの参考となるよう取り組んでいきます。この一連の流れを継続することで、地域の動向を把握することが可能となります。現在、こういったアンケート調査から協議体が立ち上がり、生活支援ボランティアグループ『仏向 HEROS』と移動支援『仏向ふれあいワゴン』という活動が誕生しました。その後の新たな取り組みとして、FMbukkou88.5 が誕生しています。そのような生活に密着した活動をご利用される方々からもニーズをヒアリングすることで、ケアプラザ内の共有を行い、新たな活動へ繋げていきます。

令和 6 年度からは、地域住民のニーズに応じ、民間企業・保土ヶ谷区役所・保土ヶ谷区社会福祉協議会・仏向地域ケアプラザが連携して移動販売の導入を支援し、3 つの拠点で移動販売がスタートしています。移動販売は主に高齢者の買物支援であると同時に、高齢者の外出・交流・緩やかな見守りの促進につながる視点を大切に支援しています。また、移動販売の開催に合わせ、地域包括支援センターによるケアプラザ出張相談会や民間企業と連携した健康測定会も実施し、ケアプラザまで来られない方や、気になっている方との接点の場としても活用しています。今後は移動販売の先行事例・利用者の声などをエリア内に情報発信しながら、ニーズに応じて移動販売の地域展開を図ります。

#### イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業や NPO 法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

まず、地域の活動を知るために、生活支援コーディネーターが、仏向地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会に参加。得られた情報を地域ケアプラザ内で共有していきます。

また、企業・施設については、地縁のある自治会町内会を通じて把握、協力を依頼するためのアプローチを実施していきます。特に新しい事業を始める際、具体的な協力方法を示し、依頼の際には縁のある方に同行していただくなど、お願ひをしていきます。

## ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組（協議体）について、具体的に記載してください。

高齢者へのアンケート調査の分析結果を地域にフィードバックすることで、地域の課題を共有。地区社会福祉協議会、地区連合町内会との連携が必須であり、日頃より顔の見える関係づくりに努めています。

また、協議体から始まった事業を通して、地域ケアプラザと地域が有効的な関係を構築することができるので、今後も地域からの課題を吸い上げて課題解決のための協議体を立ち上げていきたいと考えています。

## エ 高齢者の生活ニーズと社会資源のマッチングの支援の取組

高齢者の生活上のニーズと多様な主体による社会資源のマッチングの支援について、具体的に記載してください。

高齢者の生活ニーズに対応する社会資源として、『仏向 HEROS』（高齢者の日常生活上のちょっとした困りごとをお手伝いするボランティアグループ）と、『仏向ふれあいワゴン』（仏向地区社会福祉協議会の高齢者の移動を支援する取組み）の活動があります。

仏向 HEROS の活動については、毎月開催する定例会の中で、ケアプラザに連絡が入った依頼内容をメンバーと共有し、活動日時や対応できる人員調整等の支援をしています。

仏向ふれあいワゴンの活動については、年に3回の実行委員会の開催を支援し、活動報告や運行日程、今後の活動等について話し合いの場を設定しています。ワゴン利用登録者への各月の運行日程の案内やワゴン利用希望日の受付、ワゴンの運転ボランティアと添乗ボランティアの人員調整等、事務局として後方支援をしています。

また、仏向 HEROS と仏向ふれあいワゴンの取組みを、地域に広く周知し必要とする方の利用につなげるため、ケアプラザの広報紙や LINE、FMbukkou88.5 や Ayamu を活用して情報発信する他、地域の集いの場に出向いて口頭で説明しながらチラシを配付しています。

令和6年度より、高齢者の買物支援のひとつとして移動販売の導入を支援し、3拠点で移動販売がスタートしています。また、利用者からの『買物をしたあの荷物の持ち帰りが重くて大変』という声を受け、基幹相談支援センターと連携し、障がいのある方が持ち帰りの運搬を支援するボランティアとして活躍しています。障がいのある方が地域の中で役割をもちながら、自然に交流できる機会となっています。

遺言、相談、成年後見等、複雑な法律相談に対しては、司法書士による法律相談窓口を毎月定期的に設置し、無料で相談できる体制を整えています。また、ケアプラザへの来館が難しい方には、ZOOM を活用した相談にも対応しています。

#### (4) 地域包括支援センター運営事業

##### ア 総合相談支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

エリア内の高低差が 80m近くあり、かつ、地域包括支援センターは最も高い場所にあるため、相談者が来館することが難しい立地です。そのため、対象者への訪問を活動の中心としています。

上記に関する具体的な手段として、以下に挙げる 3 つの取組を行っていきます。一つ目は、民生委員との関係性強化による、民生委員からの情報収集力強化です。そのために、毎月の民生委員・児童委員協議会に包括支援センター職員が出席し、日々の情報交換・共有を進めていきます。

二つ目は、5 職種による各自治会で開催する介護予防教室での相談受付活動になります。この教室での相談受付に加え、急に参加しなくなった方の把握も兼ねており、予防的把握と対応が必要な方の把握の両面で有効な活動として行っています。

最後が、地域における地域ケアプラザ全体の周知促進です。地域包括支援センターに限らず、何らかの形で地域ケアプラザと関わりがある方であれば、相談を必要としている方の早期把握が可能となるため、地域活動交流や生活支援体制整備のコーディネーターと情報共有を行い、サポートが必要な方の早期把握を行っていきます。

今後も対象者への訪問を総合相談支援業務の軸として、上記 3 つの取組を中心に進めていきます。

##### イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

当エリアにおいて要介護認定を受けた人のうち 550 名 (11.89%) が認知症高齢者日常生活自立度Ⅱ以上とされています（地区概況シート）。この方々の多くは、自宅へ引きこもりがちになり地域とのつながりが薄くなってしまうことも懸念されます。

地域で認知症の人を見守り、ともに活動する場作りを目的として、令和 7 年度より横浜市全てのエリアで本格実施へ移行されるチームオレンジの推進に取り組みます。具体的な取組としては次の 2 点です。1 点目はチームオレンジの理解促進に向けた取組です。地域住民を対象とし、様々な媒体（広報紙、FMbukkou88.5、仏向フェスタなど）を通じ啓発と情報発信、活動参加の呼びかけを行います。また、認知症キャラバンメイト、5 職種で連携し認知症サポーター養成講座や地域のサロンでのミニ講座を開催します。開催にあたっては認知症になつても住みやすいまちづくりをテーマとして、認知症の症状と共に、当事者への対応方法を重点的にした内容で行います。2 点目は認知症本人やその家族と共に活動できる場探しと場作りです。認知症本人やご家族の要望を起点とし、本人やご家族が地域の皆さんと集い、繋がり、共に活動できる場作りを進めます。まず仏向 HEROS の活動への参加、ケアプラザの花壇の整備などの活動から始めます。更に認知症カフェを立ち上げ、活動の拠点となるよう取り組みます。

またチームオレンジの活動以外には、昨今報道でも取り上げられている認知症の方が行方不明

になってしまふことの予防、行方不明が発生した際の対応力強化に取り組みます。当エリアにおいても、事例発生時に迅速に対応できるよう保土ヶ谷区みまもりSOSネットワーク事業を有効活用していきます。民生委員やケアマネジャーに事業の周知を進め、歩き回りの恐れがある方の情報収集、事業への登録推進を行います。

#### ウ 権利擁護事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

「意思決定支援」をベースとし、その方の状況に応じた支援を展開していきます。具体的な手法として、下記の3点を実施しており、今後もこれらを軸とした活動を継続していきます。

1点目は、将来のことを整理し自身の希望を家族等と共有するため、エンディングノートの活用を支援します。令和元年度から提供が始まった保土ヶ谷区版エンディングノートを活用し、特に60代～70代のリタイア直後の世代を中心とした講座を開催していきます。内容としては、ACP、相続や墓まい、葬儀といった「終活」と絡めながら、地域全体の意識付けを行います。

2点目は、成年後見制度の活用に向けた支援活動です。ケアマネジャーや民生委員等、支援に携わる方へ周知・普及啓発し、制度利用が必要な方を地域包括支援センターへ繋ぐという意識を共有していきます。また、制度利用に携わる弁護士等専門職とのネットワークを活用し、ケアマネジャーとの同行訪問や医師への働きかけにより、個別ケースへの速やかな支援も進めていきます。

3点目は、近年急増している消費者被害の予防に向けた活動です。地域の自治会館での講座やサロンにおいて「消費生活情報 よこはまくらしナビ」などのツールを用いて被害事例について住民への情報提供を行います。地域住民より被害についての相談を受けた際は、警察や消費生活総合センターなどの機関と連携して対応します。併せて不審な業者等に対する注意喚起を行い、地域内での被害の拡大防止につなげていきます。

最後に、高齢者虐待防止に向けた取組です。現在虐待が発生しているケースに適切に対応します。同時に、介護疲れ等による虐待発生のリスクがあるケースを早期発見し速やかに介入できるよう、情報収集や連絡体制の整備に取り組んでいきます。また介護者の集いを開催し、介護者の介護ストレスへのレジリエンスを高めることで虐待防止につなげていきます。

#### エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

##### ■包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

利用者が住み慣れた地域でこれからも暮らしていくよう、ケアマネジャーへの支援を行っていきます。特に圏域内では、ケアマネジャーがインフォーマルサービス活用の視点を持って利用者支援に臨めるよう、以下三点の支援を行います。

1点目は、民生委員との連携強化になります。連絡ノートを積極的に活用することで、個々のケースごとにきめ細かい情報共有が出来るよう取り組みます。

2点目は、ケアマネジャーが地域のインフォーマルサービスを、ケアプランに取り入れやすいように、インフォーマルサービスの情報提供を積極的に行います。そのために、地域活動グループのリーダーと、ケアマネジャー、民生委員が一同に会し交流を行う場の設定や、地域活動グループの情報誌を作成し、配布など行います。また、活動グループへの見学なども行います。

3点目は、区域での新任ケアマネジャーの育成支援になります。区内他地域包括支援センターの主任ケアマネジャーと協力し、3日間の日程で座学や施設見学を行っています。特に座学では、生活支援体制整備事業や生活保護制度といった、介護保険外の支援制度をプログラムに含め、利用者を包括的に支援出来るケアマネジャーになってもらうべく取り組みます。

#### ■在宅医療・介護連携推進事業

圏域内の多職種連携会議や、区域の多職種連携会議を通して、在宅生活を希望する利用者の想いを叶えられるよう、連携強化の支援を引き続き行います。

圏域内においては、定期巡回訪問介護・看護事業所が実施する運営推進会議に参加することで、地域での役割や情報の共有を行い、在宅医療が必要なケースにおいて、ケアマネジャーが適した医療サービスに繋げができるよう、サポートをします。

医師会在宅医療相談室に地域ケア会議への参加を依頼すると同時に、相談室主催の連携会議へも積極的に参加することで、利用者やケアマネジャーへの往診医紹介がスムーズに行えるよう、事業所間での連携強化を行います。

#### オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

地域ケア会議の機能や目的は、回数を重ねてきたことによって地域内での周知は進んでいます。今後も取り組んで行くにあたり、下記2点について重点的に取り組みます。

1点目は、個別ケース地域ケア会議を自治会・町内会でも開催します。地域ケア会議は、困難ケースを解決に導く場としてだけではなく、地域でこれからも暮らしていくための支援を検討する場であるという考え方で行っています。そのため、圏域内の自治会・町内会で開催し、地域と介護事業所との連携強化の場としても活用します。

2点目は、包括支援センターレベルの地域ケア会議の開催です。個別ケースの地域ケア会議を経て顕在化した地域課題について、地域住民や介護事業所だけではなく、医療、障害、警察、消防、法律の専門家といった地域に関わる方たちと共に話し合います。それぞれの長所を共有、活用して連携し、課題解決につながる方法を検討します。地域作りや新しい仕組みの構築に向け、包括支援センターが調整役となり、生活支援コーディネーターや地域活動・交流コーディネーター、保土ヶ谷区役所や保土ヶ谷区社会福祉協議会と協議しながら取り組みます。

**力 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について**  
事業実施に係る人員の確保・育成、業務委託先である指定居宅介護支援事業者の選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

当地域包括支援センター圏域は、指定居宅介護支援事業所が4ヶ所と他の圏域に比べて事業所数が少なく、高齢化が進行する現在、圏域内のみでの業務委託に必要な人員の確保は難しくなっています。そのため、圏域外のケアマネジャーを含め、区が作成する居宅介護支援事業者の空き情報リストを利用し、公正・公平に利用者の希望と最善の利益を前提として業務委託を進めています。

高齢者の社会参加、社会での役割の再構築はそのまま介護予防に繋がります。令和7年2月現在で58ヶ所の業務委託契約を結ぶ居宅介護支援事業所が、上記の視点から利用者支援に臨むことが出来るよう、ケアプランの助言や地域情報の提供などを通して随時フォローしていきます。

**キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について**

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

一般介護予防事業の活動は以下の4点を中心に行います。

1点目は、地域会場を活用しながら、身近な場所での健康・介護予防の講座を実施します。すでに地域で活動しているグループには、活動継続のために役立つ情報提供や研修会、連絡会等を実施します。また、フレイル予防の必要性を理解し、活動メニューに取り入れられるように介護予防教室も実施します。

2点目は、早期からの介護予防対策の実施。要介護になる原因が認知症の他、脳梗塞や肺炎、関節疾患などあり、フレイル予防と生活習慣病の予防が必要と考えます。よってそれらの健康講座や医療講座を実施します。実施に際しては、サテライト会場なども設置し、ケアプラザ内の講座に地域会場でも参加出来るような工夫を行っていきます。

3点目は、高齢者が自ら生き生きとした生活ができるように、高齢者が関心を持つようなさまざまな事業を実施します。ポジティブエイジングの実現に向けて、自身が好きな活動を見つけ健康維持活動に取り入れられるようにします。

4点目、定期的な健康測定会の実施です。令和3年度から毎年秋に実施する「からだ健康フェスタ」は地域住民にも定着し、住民にも測定ボランティアとして協力いただいています。さらに、地域の薬局や企業なども測定機械の貸し出しや測定ボランティアも行うなど、様々な企業とも連携し活動しています。また、測定会はケアプラザだけではなく、地域の会場にも出向き、「お買い物ついでに健康チェック」など移動販売の機会とあわせて行うなど工夫をしていきます。

## ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのようにしていくかを記載してください。

住み慣れた地域で最後まで自分らしい暮らしを実現させるためには、地域の支えあいや在宅生活を支えるサービスの充実と連携強化が必要となります。そのためには①「医療と介護の連携会議」を実施し、在宅医療や介護サービス事業者の顔の見える関係づくりを行っていきます。また、保土ヶ谷区全体で取り組んでいる「MCS（メディカルケアステーション）」を活用し、多くの事業所間での情報交換や、研修の呼びかけなども行っています。②地域の支えあいのために「民生ケアマネ連絡会」を実施し、ケアマネジャーと民生委員が共に高齢者を見守り、互いに相談することができる関係作りにつなげます。8050 問題を抱える世帯への支援のため、障がい者の理解促進と共に障害に関する相談窓口（基幹相談支援センター、生活支援センター）など障がい者支援のネットワークの周知などを目的に勉強会を行い、介護サービスとの連携も強化していきます。③高齢者が生きがいを持って活動できるよう、地域のインフォーマルサービスや地域の活動グループの紹介、また、地域企業によるサービス・ボランティアの情報を収集し紹介することでそれが社会資源を有効に活用できるように活動していきます。

## （5）居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

ケアプラン作成については、ご利用者とそのご家族に介護保険サービス提供事業者を偏りなくご紹介することで、公正・中立性の確保に努めます。その際は、ハートページや事業種別リーフレットを活用し、視覚的に説明しやすい工夫をしていきます。また、地域ケア会議への参加や事例検討会への参加・事例提出、地域での介護保険事業の説明会など、包括支援センターとの連携強化に努めます。

当事業所の方針としましては、

①保土ヶ谷区在宅医療相談室や認知症初期集中支援チームなどを含めた、医療との連携促進 ②困難ケースについても積極的に受け入れを行う。

③予防支援・予防ケアマネジメントについては自立を目指すための計画立案をする。

としております。上記のことを実践するために、市、区、在宅医療相談室、病院などの主催する勉強会へ積極的に参加し、ケアマネジメントスキルの向上を目指すとともに、関係機関との顔の見える関係づくりにも取り組んでいきます。

ご利用者が介護認定を受ける状態になった場合においても、ご利用者が可能な限り、居宅においてその有する能力に応じ、自立した生活を営むことが出来るように配慮いたします。

利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、適切なサービスを自らの選択に基づき、多様な事業所から、総合的かつ効率的に受けられるように配慮いたします。また24時間の連絡体制を確保し緊急時の相談対応を行います。

サービスの提供に際しましては、常にご利用者の立場に立ち、相談援助職として利用者の意思及び人格を尊重いたします。

保険者や地域包括支援センター、事業所、その他の地域資源（民生委員児童委員、地域の健康づくりグループ、ボランティアなど）等多職種との連携に努めます。

近隣の他居宅介護支援事業所との勉強会を年2回継続して開催いたします。

## 6 収支計画及び指定管理料

### (1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

指定管理料につきましては、年度予算計画を立案し、効率的かつ有効に使用できるように工夫していきます。また地域ニーズをふまえて、費用配分をしていきます。例えば、地域活動・交流の人件費につきましては、自主事業や利用団体に対して、迅速かつ丁寧な対応を行うため、サブコーディネーターを手厚く配置いたします。ご利用者からの要望に対して、迅速に対応し課題解決を行うことで、地域ケアプラザをいつでも快適にご利用いただけるような体制としていきます。

修繕に関しては、修繕が必要になった場所や内容に応じて、できるだけ施設の職員で対応するよう努力いたします。また、日常点検を実施することで、修繕箇所を早期に発見し、軽微な段階で対応することで、修繕費用を抑制していきます。

### (2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

法人全体で会計・経理を行い、出納簿などの帳票類は、指定管理料・利用料金・自主事業別に区分し、公認会計事務所により公正な会計、経理処理を行っていきます。さらに定期的（1回/月）に法人内施設の幹部が集まり運営会議、エグゼクティブミーティングを行い各施設の実績報告、前年度との数値比較、意見交換、事業計画の発表等、効率的な運営を目指す取り組みを行っていきます。

また、指定管理者として、より効率的に運営するために、予算の執行において、例えば、一定額以上の物品購入の際には、2社以上の見積をとり、より低額で購入できるよう努めています。水道光熱費につきましては、職員ひとりひとりが節約に努め、運営費の抑制に努めています。

尚、地域のニーズを適切に把握し、把握したニーズをもとに自主事業を開催し、情報提供の機会を設け、適切なサービス提供を行うことが運営の効率化にもつながるを考え、日々取り組んでいきます。



**指定管理料提案書**  
(横浜市仏向地域ケアプラザ)

## 1 指定管理料提案書

## (1) 地域ケアプラザ運営事業

項目	積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	□				
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	□	0円	0円	0円	0円
事業費			□				
事務費			□	1,842,175円	1,842,175円	1,842,175円	1,842,175円
管理費	・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)		□	4,929,366円	4,929,366円	4,929,366円	4,929,366円
小破修繕費	・小破修繕費 474,000円		474,000円	474,000円	474,000円	474,000円	474,000円
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>			0円	0円	0円	0円
合計			20,783,930円	20,783,930円	20,783,930円	20,783,930円	20,783,930円
			うち団体本部経費	0円	0円	0円	0円

※1:(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.1875人工))+(地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数)+(地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

## (2) 地域包括支援センター運営事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人 件 費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	□					
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	□	0円	0円	0円	0円	0円
事業費			□					
事務費			□	2,074,811円	2,074,811円	2,074,811円	2,074,811円	2,074,811円
管理費		・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	□	1,437,000円	1,437,000円	1,437,000円	1,437,000円	1,437,000円
小破修繕費		・小破修繕費 126,000円		126,000円	126,000円	126,000円	126,000円	126,000円
協力医		・協力医 630,000円		630,000円	630,000円	630,000円	630,000円	630,000円
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場合 は記載してください。>		0円	0円	0円	0円	0円
合計				25,358,421円	25,358,421円	25,358,421円	25,358,421円	25,358,421円
			うち団体本部経費	0円	0円	0円	0円	0円

※2:(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.5625人工))+(地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数)+(地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(3) 生活支援体制整備事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人 件 費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・生活支援Co	□					
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・生活支援Co	□	0円	0円	0円	0円	0円
事業費			□					
事務費			□	96,483円	96,483円	96,483円	96,483円	96,483円
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場合 は記載してください。>		0円	0円	0円	0円	0円
合計				5,885,137円	5,885,137円	5,885,137円	5,885,137円	5,885,137円
				うち団体本部経費	0円	0円	0円	0円

※3:生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(4) 一般介護予防事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
事業費			□	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
合計				154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
				うち団体本部経費	0円	0円	0円	0円

**収支予算書**  
(横浜市仏向地域ケアプラザ)

項目			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収入	横浜市 支払 想定額	地域ケアプラザ 運営事業	20,783,930円	20,783,930円	20,783,930円	20,783,930円	20,783,930円
		地域包括支援 センター運営事業	25,358,421円	25,358,421円	25,358,421円	25,358,421円	25,358,421円
		生活支援 体制整備事業	5,885,137円	5,885,137円	5,885,137円	5,885,137円	5,885,137円
		一般介護予防 事業	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
			52,181,488円	52,181,488円	52,181,488円	52,181,488円	52,181,488円
	介護保険 事業収入	介護予防支援事業 ・第1号介護予防支 援事業	11,320,000円	11,320,000円	11,320,000円	11,320,000円	11,320,000円
		居宅介護支援事業	21,738,000円	21,738,000円	21,738,000円	21,738,000円	21,738,000円
			33,058,000円	33,058,000円	33,058,000円	33,058,000円	33,058,000円
	その他収入		0円	0円	0円	0円	0円
			85,239,488円	85,239,488円	85,239,488円	85,239,488円	85,239,488円
支出	内訳	人件費	53,365,425円	53,365,425円	53,365,425円	53,365,425円	53,365,425円
		事業費	1,789,884円	1,789,884円	1,789,884円	1,789,884円	1,789,884円
		事務費	3,999,986円	3,999,986円	3,999,986円	3,999,986円	3,999,986円
		管理費	6,907,366円	6,907,366円	6,907,366円	6,907,366円	6,907,366円
		その他	0円	0円	0円	0円	0円
			66,062,661円	66,062,661円	66,062,661円	66,062,661円	66,062,661円
	うち団体本部経費		0円	0円	0円	0円	0円
収支			19,176,827円	19,176,827円	19,176,827円	19,176,827円	19,176,827円

**賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書**  
**(横浜市仏向地域ケアプラザ)**

## 1 地域ケアプラザ運営事業における基礎単価及び配置予定人数

## (1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	0.1875人	0.1875人	0.1875人	0.1875人	0.1875人

## (2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人

  

①	基礎単価					
	配置予定人数	3.1000人	3.1000人	3.1000人	3.1000人	3.1000人

  

②	基礎単価	0円	0円	0円	0円	0円
	配置予定人数	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人

  

③	基礎単価	0円	0円	0円	0円	0円
	配置予定人数	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人

## 2 地域包括支援センター運営事業における基礎単価及び配置予定人数

## (1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	0.5625人	0.5625人	0.5625人	0.5625人	0.5625人

## (2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	3.0000人	3.0000人	3.0000人	3.0000人	3.0000人

  

①	基礎単価	0.2000人	0.2000人	0.2000人	0.2000人	0.2000人
	配置予定人数	0.2000人	0.2000人	0.2000人	0.2000人	0.2000人

  

②	基礎単価	0円	0円	0円	0円	0円
	配置予定人数	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人

  

③	基礎単価	0円	0円	0円	0円	0円
	配置予定人数	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人

## 3 生活支援体制整備事業における基礎単価及び配置予定人数

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人

## 4 人員配置の理由

提案する職員の人員配置について、次の欄に理由を記入してください。

地域ケアプラザ運営事業:地域活動交流コーディネーター(1)、サブコーディネーター(3.1) 生活支援体制整備事業:生活支援コーディネーター(1) 地域包括支援センター運営事業:保健師または看護師(1)、社会福祉士(1)、主任介護支援専門員(1)、事務員(0.2)
---

## 団体の概要

(令和7年1月16日現在)

(ふりがな) 団体名	( しゃかいふくしほうじんせいこうかい ) 社会福祉法人 清光会			
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。				
(ふりがな) 名称	( )			
所在地	〒240-0051 横浜市保土ヶ谷区上菅田町1723-1  ※法人の場合は登記簿上の本店所在地を、任意団体の場合は代表者の住所をご記入ください。 (市税納付状況調査(様式6同意書による)に使用します)			
設立年月日	昭和56年3月31日			
沿革	昭和56年3月31日 社会福祉法人 清光会設立認可 昭和56年9月1日 特別養護老人ホームさわやか苑開苑 昭和57年4月1日 ショートステイ開始 平成7年4月1日 さわやか苑デイサービス事業開始 平成10年10月20日 さわやか苑ホームヘルプ事業開始 平成11年4月1日 横浜市今井地域ケアプラザ運営開始 平成12年4月1日 さわやか苑居宅介護支援事業所事業開始 平成16年8月1日 特別養護老人ホーム新横浜さわやか苑開苑 平成18年11月1日 横浜市仏向地域ケアプラザ運営開始 平成19年11月1日 横浜市鴨居地域ケアプラザ運営開始 平成23年3月1日 横浜市今宿西地域ケアプラザ運営開始			
事業内容等	(1) 第一種社会福祉事業 (イ) 特別養護老人ホームの経営 (2) 第二種社会福祉事業 (イ) 老人短期入所事業の経営 (ロ) 老人デイサービス事業の経営 (ハ) 老人居宅介護等事業の経営 (ニ) 障害者福祉サービス事業の経営 (ホ) 老人介護支援センターの経営 (ヘ) 老人デイサービスセンターの経営			
財務状況 ※直近3か年	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	総収入	2,469,037,378	2,499,426,683	2,511,973,356

の事業年度分	総支出	2,191,965,569	2,278,953,657	2,277,695,594
	当期收支差額	547,049,183	△182,086,930	△92,569,161
	次期繰越収支差額	2,819,070,623	3,366,119,806	3,184,032,876
連絡担当者				
特記事項				